

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○ 企業間の連携

当社は安全衛生協力を組織しており、当社と協力会社が協力して工事現場における労働災害の防止並びに労働安全衛生の向上を図っています。また、施工において、業務上の災害を被った当社の協力会社の従業員及びその関連会社の従業員を対象にして、当社と会員が協力して災害補償に関する相互補助を行っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用に当たっては、可能な限り現金比率を高めます。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払い条件等を見直します。また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

「テクノ菱和CSR調達方針」ならびに「CSR調達ガイドライン」を策定し、①法令の順守、②公正な取引、③人権の尊重、④労働環境・安全衛生の整備、⑤情報セキュリティの徹底、において下請事業者との公正な取引を行うための具体的な指針を掲げています。

2022年 9月 1日

株式会社テクノ菱和

代表取締役社長執行役員 黒田 英彦